

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表児童厚生施設仙台市荒井児童館の項の次に次のように加える。

仙台市秋保児童館

仙台市太白区秋保町長袋字大原四十五番地の五

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。